

平成30年10月12日

五島海区漁業調整委員会事務局  
(五島振興局水産課内)  
直通電話 0959-72-2254  
担当者名 村瀬、本多

五島海区漁業調整委員会指示の発出について（お知らせ）

このことについて、下記のとおり指示しましたのでお知らせします。

記

平成30年五島海区漁業調整委員会指示第1号～21号

五島海区における次の定置漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成30年10月12日

五島海区漁業調整委員会会長 熊川 長吉

記

- |         |        |
|---------|--------|
| 1. 指示番号 | 別表のとおり |
| 2. 免許番号 | 同      |
| 3. 指示事項 |        |
| （1）区域   | 別表のとおり |
| （2）禁止漁業 | 同      |
| （3）禁止期間 | 同      |
| 4. 指示期間 |        |

平成30年10月12日から平成35年8月31日まで

## 別表

指 示 番 号	指 示 事 項 免 許 番 号	保 護 区 域	禁 止 漁 業	禁 止 期 間
五島海区 漁業調整 委員会 指 示 平成30年 第 1 号	五定第1号  五定第2号	基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町立串郷平瀬標識 2 同県同郡同町同郷焼崎鼻標識 3 同県同郡同町同郷立串鼻標識  点 イ 1から105度 650メートルのところ ロ 2から125度 460メートルのところ ハ 3から90度 250メートルのところ  区域 1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と1から3に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	集魚灯を利用する漁業	敷設期間
五島海区 漁業調整 委員会 指 示 平成30年 第 2 号	五定第3号  五定第4号  五定第5号	基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町小串郷先筋アクギリ鼻 2 同県同郡同町同郷小島権現鼻 3 同県同郡同町同郷鶺ノ瀬 4 同県同郡同町赤尾郷野案中島西端上の鼻  点 イ 2から95度30分 1,100メートルのところ ロ 3と4を結ぶ直線上、3から1,500メートルのところ  区域 1、2、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と1から3に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	集魚灯を利用する漁業	敷設期間

<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 平成30年 第 3 号</p>	<p>五定第 6 号  五定第 7 号</p>	<p>基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町小串郷鶺ノ瀬 2 同県同郡同町赤尾郷野案中島西端上の鼻 3 同県同郡同町似首郷字二番唐八瀬頂上 4 同県同郡同町同郷尾崎鼻一ツ瀬</p> <p>点 イ 1 と 2 を結ぶ直線上、1 から1,200メートルのところ ロ 3 から104度45分 700メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、4 の各点を順次結んだ各直線と1 から4 に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>	<p>集魚灯を 利用する 漁業</p>	<p>敷設期間</p>
<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 平成30年 第 4 号</p>	<p>五定第 8 号</p>	<p>基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町丸尾郷上葛瀬</p> <p>区域 1 を中心とする半径700メートルの円周によって囲まれた区域</p>	<p>集魚灯を 利用する 漁業</p>	<p>敷設期間</p>
<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 平成30年 第 5 号</p>	<p>五定第 9 号  五定第10号</p>	<p>基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町有川郷継子瀬頂上</p> <p>点 イ 1 から342度 500メートルのところ ロ 1 から39度 1,350メートルのところ ハ 1 から81度 1,350メートルのところ ニ 1 から162度 500メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んで1 に至る各直線によって囲まれた区域</p>	<p>集魚灯を 利用する 漁業</p>	<p>敷設期間</p>

<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 平成30年 第 6 号</p>	<p>五定第11号  五定第12号</p>	<p>基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町小河原郷 野首崎北西端標識 2 同県同郡同町同郷松ヶ崎標識</p> <p>点 イ 1 から270度 400メートルのところ ロ 1 から343度 1,710メートルのところ ハ 2 から10度 1,610メートルのところ ニ 2 から90度 380メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を 順次結んだ直線と1から2に至る 最高高潮時海岸線によって囲まれ た区域</p>	<p>集魚灯を 利用する 漁業</p>	<p>敷設期間</p>
<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 平成30年 第 7 号</p>	<p>五定第13号</p>	<p>基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町赤尾郷源 五郎島西端標識</p> <p>点 イ 1 から248度 300メートルのところ ロ 1 から327度30分 990メートルのところ ハ 1 から15度30分 1,080メートルのところ ニ 1 から68度 300メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、ハ、ニの各点を順次 結んで1に至る各直線によって囲 まれた区域</p>	<p>集魚灯を 利用する 漁業</p>	<p>敷設期間</p>

<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 平成30年 第 8 号</p>	<p>五定第17号</p>	<p>基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町日島郷小 浜南端標識 2 同県同郡同町同郷ウンナシ鼻先端</p> <p>点 イ 1 から90度 550メートルのところ ロ 2 から90度 650メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、2の各点を順次結ん だ各直線と1から2に至る最高高 潮時海岸線によって囲まれた区域</p>	<p>集魚灯を 利用する 漁業</p>	<p>敷設期間</p>
<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 平成30年 第 9 号</p>	<p>五定第18号</p>	<p>基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町有福郷カ イ瀬先端 2 同県同郡同町日島郷クジラ這先端 3 同県同郡同町同郷タカバナ先端 4 同県同郡同町有福郷オビヤ鼻先端</p> <p>点 イ 3 から321度 700メートルのところ ロ 4 から2度 900メートルのところ</p> <p>区域 1、2を結ぶ直線と3、イ、ロ、 4を結ぶ各直線及び2から3、1 から4に至る最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域</p>	<p>集魚灯を 利用する 漁業</p>	<p>敷設期間</p>

<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 平成30年 第 10 号</p>	<p>五定第19号</p>	<p>基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町船崎郷祝 言島下ノ鼻南側標識 A 2 同県同郡同町同郷同島下ノ鼻南側標 識 B</p> <p>点 イ 1 から170度 270メートルのところ ロ 1 から179度 450メートルのところ ハ 2 から241度30分 530メートルのところ ニ 2 から258度30分 400メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を 順次結んだ各直線と1から2に至 る最高高潮時海岸線によって囲ま れた区域</p>	<p>集魚灯を 利用する 漁業</p>	<p>敷設期間</p>
<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 平成30年 第 11 号</p>	<p>五定第20号</p>	<p>基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町網上郷唐 ノ辺多北側標識 A 2 同県同郡同町同郷唐ノ辺多北側標識 B</p> <p>点 イ 1 から289度 360メートルのところ ロ 1 から306度30分 515メートルのところ ハ 2 から359度 455メートルのところ ニ 2 から16度30分 270メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を 順次結んだ各直線と1から2に至 る最高高潮時海岸線によって囲ま れた区域</p>	<p>集魚灯を 利用する 漁業</p>	<p>敷設期間</p>

<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 平成30年 第 12 号</p>	<p>五定第21号</p>	<p>基点 1 長崎県五島市奈留町大串早房梶ノ羽 鼻突端 2 同県同市同町大串早房コンブリ瀬 3 同県同市同町大串鶴ノ小島北端 4 同県同市同町大串鶴ノ小島南端 5 同県同市同町大串早房東側突端</p> <p>点 イ 2 から322度 250メートルのところ ロ 3 から317度 880メートルのところ</p> <p>区域 1、2、イ、ロ、3及び4、5の 各点を順次結んだ各直線及び3か ら4、1から5に至る最高高潮時 海岸線によって囲まれた区域</p>	<p>集魚灯を 利用する 漁業  雑魚磯刺 網漁業  潜水器漁 業</p>	<p>敷設期間</p>
<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 平成30年 第 13 号</p>	<p>五定第22号</p>	<p>基点 1 長崎県五島市猪之木町ヨミサキ標識 2 同県同市同町平瀬ノ上百合崎突端 3 同県同市蕨町折紙ノ鼻西端 4 同県同市猪之木納屋ノ上玄魚鼻西端</p> <p>点 イ 4 から50度 630メートルのところ</p> <p>区域 1、2、3、イ、4の各点を順次 結んだ各直線と1から4に至る最 高高潮時海岸線によって囲まれた 区域</p>	<p>集魚灯を 利用する 漁業</p>	<p>敷設期間</p>

<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 平成30年 第 14 号</p>	<p>五定第23号</p>	<p>基点 1 長崎県五島市向町牛成標識 2 同県同市同町牛成牛成鼻立石標識</p> <p>点 イ 1 から61度30分 950メートルのところ ロ 2 から36度 1,450メートルのところ ハ 2 から332度 500メートルのところ ニ 2 から302度40分 90メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を 順次結んだ各直線と1から2に至 る最高高潮時海岸線によって囲ま れた区域</p>	<p>集魚灯を 利用する 漁業</p>	<p>敷設期間</p>
<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 平成30年 第 15 号</p>	<p>五定第24号</p>	<p>基点 1 長崎県五島市向町赤馬場標識 2 同県同市同町トンノ浦標識</p> <p>点 イ 1 から168度 1,375メートルのところ ロ 2 から168度 1,675メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、2の各点を順次結ん だ各直線と1から2に至る最高高 潮時海岸線によって囲まれた区域</p>	<p>集魚灯を 利用する 漁業</p>	<p>敷設期間</p>

<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 平成30年 第 16 号</p>	<p>五定第25号</p>	<p>基点 1 長崎県五島市富江町黒島カレホコ鼻 北東端 2 同県同市同町黒島カレホコ鼻南側穴 の口</p> <p>点 イ 1 から134度 350メートルのところ ロ 1 から81度 800メートルのところ ハ 1 から15度 850メートルのところ ニ 2 から316度 400メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を 順次結んだ各直線と1から2に至 る最高高潮時海岸線によって囲ま れた区域</p>	<p>集魚灯を 利用する 漁業</p> <p>雑魚磯刺 網漁業</p>	<p>敷設期間</p>
<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 平成30年 第 17 号</p>	<p>五定第37号</p>	<p>基点 1 長崎県五島市玉之浦町玉之浦黒瀬北 端標識 2 同県同市同町玉之浦錨山標識</p> <p>点 イ 1 から51度30分 790メートルのところ ロ 2 から96度30分 1,200メートルのところ ハ 2 から141度15分 850メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、ハ、2の各点を順次 結んだ各直線と1から2に至る最 高高潮時海岸線によって囲まれた 区域</p>	<p>集魚灯を 利用する 漁業</p> <p>曳縄釣漁 業</p>	<p>敷設期間</p>

<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 平成30年 第 18 号</p>	<p>五定第38号</p>	<p>基点 1 長崎県五島市玉之浦町頓泊大バエ標 識 A 号 2 同県同市同町頓泊観音崎北側標識</p> <p>点 イ 1 から26度15分 640メートルのところ ロ 1 から303度30分 1,300メートルの ところ ハ 2 から289度 1,030メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、ハ、2の各点を順次 結んだ各直線と1から2に至る最 高高潮時海岸線によって囲まれた 区域</p>	<p>集魚灯を 利用する 漁業</p> <p>雑魚磯刺 網漁業 (網丈2 メートル 以上)</p> <p>いせえび 刺網漁業 (網丈2 メートル 以上)</p> <p>小型定置 漁業</p>	<p>敷設期間</p>
---	---------------	---	---	-------------

<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 平成30年 第 19 号</p>	<p>五定第39号</p>	<p>基点 1 長崎県五島市三井楽町高崎高羅鼻突 端 2 同県同市同町高崎中島突端</p> <p>点 イ 1 から56度 125メートルのところ ロ 1 から56度 1,700メートルのところ ハ 2 から90度 1,000メートルのところ</p> <p>区域 イ、ロ、ハ、2の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域</p>	<p>集魚灯を 利用する 漁業</p> <p>雑魚磯刺 網漁業 (網丈2 メートル 以上)</p> <p>いせえび 刺網漁業 (網丈2 メートル 以上)</p> <p>流網漁業 (網丈4 メートル 以上)</p> <p>はえなわ 式雑魚か ご漁業</p>	<p>敷設期間</p>
---	---------------	--	---	-------------

<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 平成30年 第 20 号</p>	<p>五定第40号</p>	<p>基点</p> <p>1 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔塩焚標識</p> <p>2 同県同市同町濱ノ畔後網標識</p> <p>3 同県同市岐宿町川原沖の雁瀬頂上</p> <p>4 同県同市同町岐宿立小島頂上</p> <p>5 同県同市同町岐宿松本鼻突端</p> <p>6 同県同市同町岐宿姫島観音崎</p> <p>点</p> <p>イ 2から45度の直線と5から6を見通す線との交点</p> <p>ロ 3と4を結ぶ直線と5から6を見通す線との交点</p> <p>区域 1、3、ロ、イ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>なお、小型定置漁業については、沖の雁瀬と立小島白岩を結ぶ線を越えて敷設してはならない。</p>	<p>雑魚磯刺網漁業 (網丈2メートル以上)</p> <p>いせえび刺網漁業 (網丈2メートル以上)</p> <p>流網漁業 (網丈4メートル以上)</p> <p>まき網漁業</p> <p>小型定置漁業</p> <p>はえなわ式雑魚かご漁業</p>	<p>敷設期間</p>
---	---------------	--	--	-------------

<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 平成30年 第 21 号</p>	<p>五定第41号</p>	<p>基点</p> <p>1 長崎県五島市岐宿町岐宿立小島東端 大岩</p> <p>2 同県同市同町岐宿崎野標識</p> <p>3 同県同市同町岐宿八朔鼻標識</p> <p>4 同県同市同町岐宿立小島西端</p> <p>5 同県同市同町岐宿松本鼻突端</p> <p>6 同県同市同町岐宿姫島観音崎</p> <p>点</p> <p>イ 3から338度 1,020メートルのところ</p> <p>ロ 5と6を結ぶ直線上の5から1,720メートルのところ</p> <p>ハ 5と6を結ぶ直線上の5から470メートルのところ</p> <p>区域 1、2を結ぶ直線と3、イ、ロ、ハ、4を結ぶ各直線及び2から3、1から4に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>	<p>集魚灯を利用する漁業</p> <p>雑魚磯刺網漁業 (網丈2メートル以上)</p> <p>曳縄釣漁業</p> <p>たこつぼ漁業</p>	<p>敷設期間</p>
---	---------------	---	---	-------------